

# 児童福祉法の目的・理念(その1)

## 児童福祉の理念

※ 児童福祉法第1条から第3条については、昭和22年の制定当初から改正されていない。

- 第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(第1項：児童を健全に育成する義務)

- 児童は未完成の社会的な弱者として基本的人権が保護されるべきであり、児童が将来の社会を担うべきものであるという社会的意義を認め、国民が、それぞれの立場において育成に責任を負っていることを明らかにしたものの。
- ・「心身ともに健やかに生まれ」：児童の健全な出生及びその前提としての母体の保護等を意味する。
  - ・「心身ともに健やかに育成され」：児童が生まれてから成人に達するまでの間、心身ともに健全に成長するよう親をはじめ周囲のすべてが努力しなければならないことを意味する。

(第2項：児童の権利)

- 第1項に対応し、すべての児童がひとしくその生活を保障され、愛護される権利を有することを宣言、確認する規定である。
- 児童は、親に対してのみでなく、国及び地方公共団体に対しても上記の権利を有するものである。ただし、本条はプログラムの規定であり、請求のためには具体的に法令に定められていることが必要である。〔憲法第25条第1項※に照応。〕

※憲法第25条第1項－すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ・「ひとしく」：児童も一人の人間として尊重され、平等に権利を有することを意味する。
- ・「愛護」：国及び地方公共団体により、「福祉をはかれる」ことをも意味する。

# 児童福祉法の目的・理念(その2)

## 児童育成の責任

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

- 児童の福祉を図る責任を持つ者を示した規定である。
- 児童は成人と違い心身ともに未成熟であって、みずからを守ることが十分にできないため、国家はすべての児童の健全な育成に積極的な力を注ぐ責任があるとされるものである。〔憲法25条第2項※に照応。〕  
※憲法25条第2項－国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 親など児童に対して親権を行使する者は、民法によりその責任が定められているが、それだけでは不十分であるため、児童を現に監護している「保護者」(※)と国及び地方公共団体に対して、児童の福祉に対する責任を負わせたものである。  
※民法上の親権を行う者でない者についても、児童を現に監護していて、親権を行う者と同様に大きな影響力を持つ場合があるので、本法はこれらの者についても保護者としてとらえ、これに児童の健全な育成に対する責任を負わせたものである。
  - ・「保護者とともに」：保護者が公の機関に相談し援助を求めた場合又は児童の健全な育成のできない保護者を発見した場合に保護者を援助し、これらによっても保護者が児童の健全な育成をできないときは、保護者にかわって国や地方公共団体が直接児童の保護に当たることを意味する。

## 原理の尊重

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

- 第1条及び第2条の児童福祉の原理が、児童福祉法だけでなく、児童に関するすべての法令(※)の指導原理である重要な地位を有し、児童に関するすべての法令の施行に際し、尊重されなければならないことを明らかにしたものである。  
※児童福祉のほか、社会福祉、医務・公衆衛生、教育、労働などに関する法律をいう。



# 児童虐待防止法の目的・理念(その1)

## 目的

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

- 児童虐待は、家庭におけるしつけとは異なり、親権や親の懲戒権によって正当化されず、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれがあるもの。
- 児童相談所への虐待相談件数が年々増加の一途をたどるなど、児童虐待に関する問題が深刻化しており、児童虐待の早期発見・早期対応及び児童虐待の被害を受けた児童の適切な保護や自立支援を行うことが喫緊の課題となっている。
- こうした児童虐待問題の早期解決の緊急性に鑑み、児童虐待の防止等に関する施策（※）を促進し、もって児童の権利利益を擁護することを目的とするもの。

※児童虐待の防止等に関する施策として、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を規定。

# 児童虐待防止法の目的・理念(その2)

## 児童に対する虐待の禁止

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

- 保護者による児童虐待の場合にとどまらず、そもそも本来保護すべき児童に対して何人も虐待行為をすることは許されないという根底を流れる考え方を規定したものの。
- 本条でいう「虐待」には、保護者による児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為を含むもの。例えば、暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪など刑法上の罪等は当然含まれる。



# 児童虐待防止法の目的・理念(その3)

## 国及び地方公共団体の責務等

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

（第1項：体制整備）

○国及び地方公共団体は、児童虐待の発生予防から被虐待児童の自立支援まで、各段階における適切な対応（児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を含む。）のため、関係機関等や民間団体との連携を強化するなど、児童虐待問題に適切に対処できるような体制の整備に努めなければならないもの。

（第2項及び第3項：研修等の必要な措置）

○国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、医師など児童の福祉に職務上関係のある者が、児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるもの。

○国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的な知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材確保と資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずるもの。



# 児童虐待防止法の目的・理念(その4)

## 国及び地方公共団体の責務等

### 第4条

- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

#### (第4項：啓発活動)

- 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資する観点から、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないもの。

#### (第5項：調査研究及び検証)

- 国及び地方公共団体は、死亡事例などの重大な事件の再発を防止するため被虐待児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について分析（検証）するとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方などの児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うもの。

#### (第6項)

- 民法上、親権は権利である同時に義務であるとされ、また、親権の行使と児童の権利利益は整合的である必要があることに鑑み、児童の親権を行う者は、児童の健全育成に第一義的責任を有するとともに、親権の行使に当たって、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないもの。

#### (第7項)

- 児童虐待の防止を含め児童の健全な成長を図るためにはその基本的な養育単位としての家族が良好な関係を保って存在することが重要であるとともに、地域において互いに助け合いながら児童の健やかな成長を見守るための近隣社会の連帯が求められていることを国民一人一人が再認識することを目的とするもの。

(参考資料)

# 社会保障制度とは

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネット。  
社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生からなり、人々の生活を生涯にわたって支えるものである。

## ① 社会保険(年金・医療・介護)

国民が病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故(保険事故)に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度

- 病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることのできる医療保険
- 老齢・障害・死亡等に伴う稼働所得の減少を補填し、高齢者、障害者及び遺族の生活を所得面から保障する年金制度
- 加齢に伴い要介護状態となった者を社会全体で支える介護保険 など

## ② 社会福祉

障害者、母子家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度

- 高齢者、障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう、在宅サービス、施設サービスを提供する社会福祉
- 児童の健全育成や子育てを支援する児童福祉 など

## ③ 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度

## ④ 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度

- 医師その他の医療従事者や病院などが提供する医療サービス
- 疾病予防、健康づくりなどの保健事業
- 母性の健康を保持、増進するとともに、心身ともに健全な児童の出生と育成を増進するための母子保健
- 食品や医薬品の安全性を確保する公衆衛生 など

※これらの分類については、昭和25年及び昭和37年の社会保障制度審議会の勧告に沿った分類に基づいている。



# 社会保障制度の基本的考え方

## 現行制度の基本的考え方

- 我が国の福祉社会は、自助、共助、公助の適切な組み合わせによって形づくられている。  
その中で社会保障は、国民の「安心感」を確保し、社会経済の安定化を図るため、今後とも大きな役割を果たすもの。
  - この場合、全ての国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、
    - ①自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本として、
    - ②これを生活のリスクを相互に分散する「共助」が補完し、
    - ③その上で、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置づける
- こととされている。〔 社会保障制度審議会 昭和25年10月「社会保障制度に関する勧告」  
平成7年7月「社会保障体制の再構築に関する勧告」 〕
- 「共助」のシステムとしては、国民の参加意識や権利意識を確保する観点からは、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みとして、国民に分かりやすく負担についての合意が得やすい社会保険方式が基本となっている。

## 社会保障制度に関する勧告(昭和25年社会保障制度審議会)

日本国憲法25条を受け、「社会保障制度に関する勧告」(昭和25年10月16日社会保障制度審議会)では、社会保障制度について概ね以下のような考え方を提示している。

- 日本国憲法25条の規定は、国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があることを明らかにしている。
- いわゆる「社会保障制度」とは、困窮の原因に対し、保険又は直接公の負担において経済保障を図り、生活困窮に陥ったものに対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることである。
- 国家が責任をとる以上は、国民もまた、社会連帯の精神に立って、それぞれその能力に応じてこの制度の維持と運用に必要な社会的義務を果たさなければならない。
- 社会保障の中心は、自らそれに必要な経費を負担する社会保険制度としつつ、保険制度のみでは救済し得ない困窮者に対しては、国家が直接扶助し、その最低限度の生活を保障しなければならない。更にすすんで、国民の健康の保持増進のための公衆衛生、国民生活の破綻を防衛するための社会福祉行政の拡充を同時に推進しなければならない。

## (参考) 社会保障制度に関する勧告(昭和25年社会保障制度審議会)(抜粋)

- 日本国憲法第二十五条は、(1)「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(2)「国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と、規定している。これは国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意である。これはわが国も世界の最も新しい民主主義の理念に立つことであって、これにより、旧憲法に比べて国家の責任は著しく重くなったといわねばならぬ。
- いわゆる社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである。このような生活保障の責任は国家にある。国家はこれに対する総合的企画をたて、これを政府及び公共団体を通じて民主的能率的に実施しなければならない。この制度は、もちろん、すべての国民を対象とし、公平と機会均等とを原則としなくてはならぬ。またこれは健康と文化的な生活水準を維持する程度のものたらしめなければならない。そうして一方国家がこういう責任をとる以上は、他方国民もまたこれに応じ、社会連帯の精神に立って、それぞれその能力に応じてこの制度の維持と運用に必要な社会的義務を果さなければならない。
- 一、国民が困窮におちいる原因は種々であるから、国家が国民の生活を保障する方法ももとより多岐であるけれども、それがために国民の自主的責任の観念を害することがあってはならない。その意味においては、社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を醸出せしめるところの社会保険制度でなければならない。二、しかし、わが国社会の実情とくに戦後の特殊事情の下においては、保険制度のみをもってしては救済し得ない困窮者は不幸にして決して少くない。これらに対しても、国家は直接彼等を扶助しその最低限度の生活を保障しなければならない。いうまでもなく、これは国民の生活を保障する最後の施策であるから、社会保険制度の拡充に従ってこの扶助制度は補完的制度としての機能を持たしむべきである。三、しかしながら、社会保障制度は前述のような措置だけではいけない。更に、すすんで国民の健康の保持増進のために公衆衛生に対する行政や施設を同時に推進しなければならない。更にまた、国民生活の破綻を防衛するためには社会福祉行政も拡充しなければならない。社会保障制度は、社会保険、国家扶助、公衆衛生及び社会福祉の各行政が、相互の関連を保ちつつ総合一元的に運営されてこそはじめてその究極の目的を達することができるであろう。

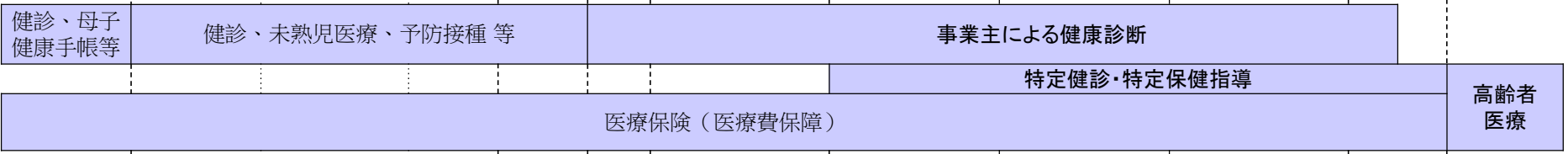


# 国民生活を生涯にわたって支える社会保障制度

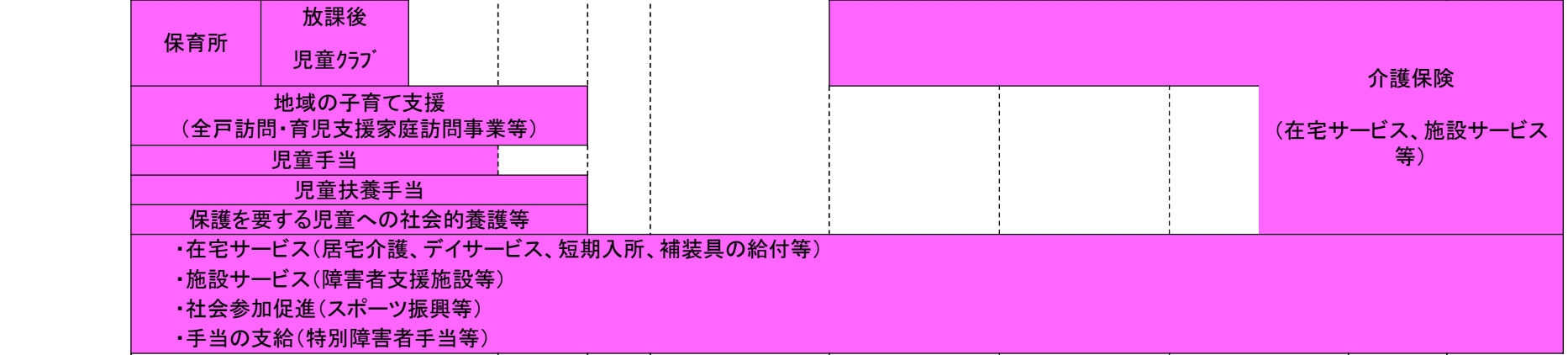
出生      6歳      12歳      15歳      18歳 20歳      40歳      50歳      60歳      70歳      75歳



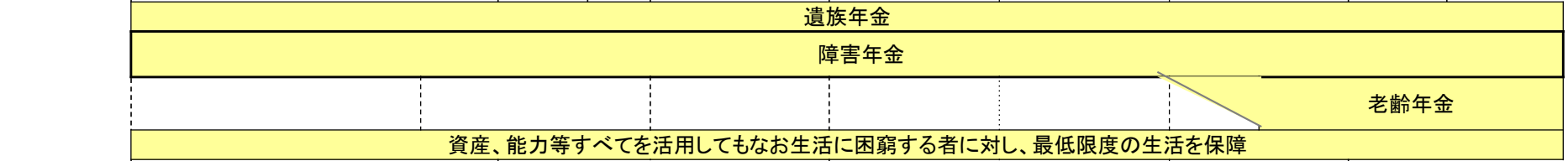
**【保健・医療】**  
健康づくり  
健康診断  
疾病治療  
療養



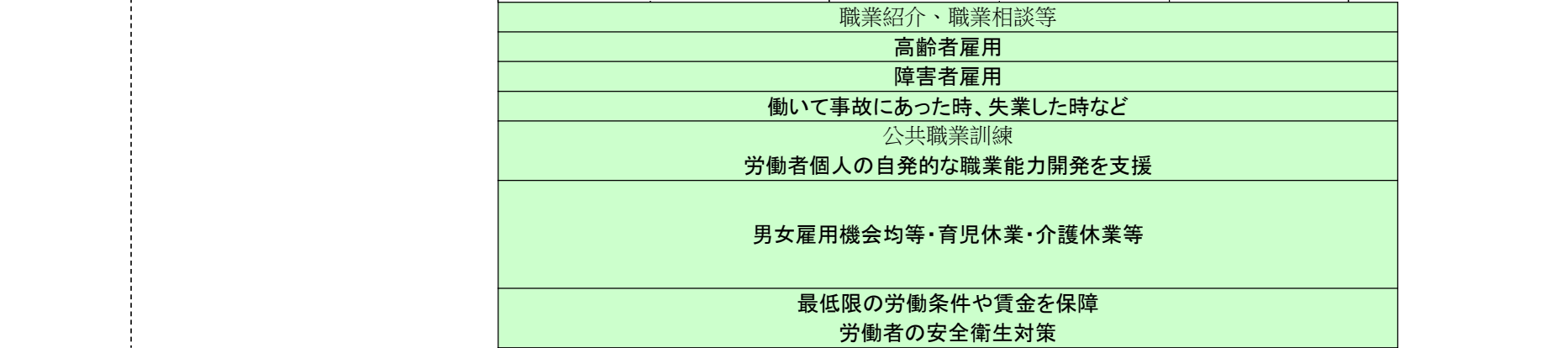
**【社会福祉等】**  
児童福祉  
母子・寡婦福祉  
  
障害（児）者福祉



**【所得保障】**  
年金制度  
生活保護



**【雇用】**  
労働力需給調整  
労災保険  
雇用保険  
職業能力開発  
  
男女雇用機会均等  
仕事と生活の両立支  
援  
  
労働条件



# 社会保障関連施策の種類と実施主体

国	<ul style="list-style-type: none"><li>• 年金(厚生年金、基礎年金)</li><li>• 労働保険(雇用保険、労災保険)</li></ul>	・雇用政策
都道府県(県単位の 広域連合等を含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 健康保険(協会けんぽ)</li><li>• 後期高齢者医療</li><li>• (郡部)生活保護</li></ul>	・医療提供体制
市町村	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国民健康保険</li><li>• 介護保険</li><li>• 児童手当</li><li>• (市部)生活保護</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害福祉</li><li>・児童福祉</li><li>・老人福祉</li></ul>

(注)実施主体は中心的な役割を担う主体のみを記載。

# 社会保障制度の変遷

○ 現在の社会保障制度は、戦後の復興期を経て、高度成長期であった1960～70年代に骨格が築かれた。

昭和20年代  
戦後の混乱・生活困窮者の緊急支援

戦後の緊急援護と基盤整備(いわゆる「救貧」)

昭和30・40年代  
高度経済成長・生活水準の向上

国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展(いわゆる「救貧」から「防貧」)

## 第二次世界大戦以降の社会保障の世界的な流れ: 行財政への依存の拡大

- 第二次大戦とその後の東西対立は社会主義拡大への対抗策としての社会保障充実に圧力。
- 社会保障改革への重要な指針(英ベヴァリジ報告など)も用意されたことが基盤となり、1970年代にかけて、社会保障の積極的な拡充への改革が進行。

・基本的な特徴: 貧困予防と受給権利の尊重と社会保険制度の包括化・一般化・給付改善。

※これにより、先進国の社会保障の潮流に、重大な変化。

- ①負担能力が低い非被用者の被保険者や財政力が低水準の保険者への財政補助、給付改善に要する財源の調達などを通じ、財政への依存が拡大。
- ②社会保険の管理・財務における国家責任の拡大

昭和50・60年代  
高度経済成長の終焉・行財政改革

安定成長への移行と社会保障制度の見直し

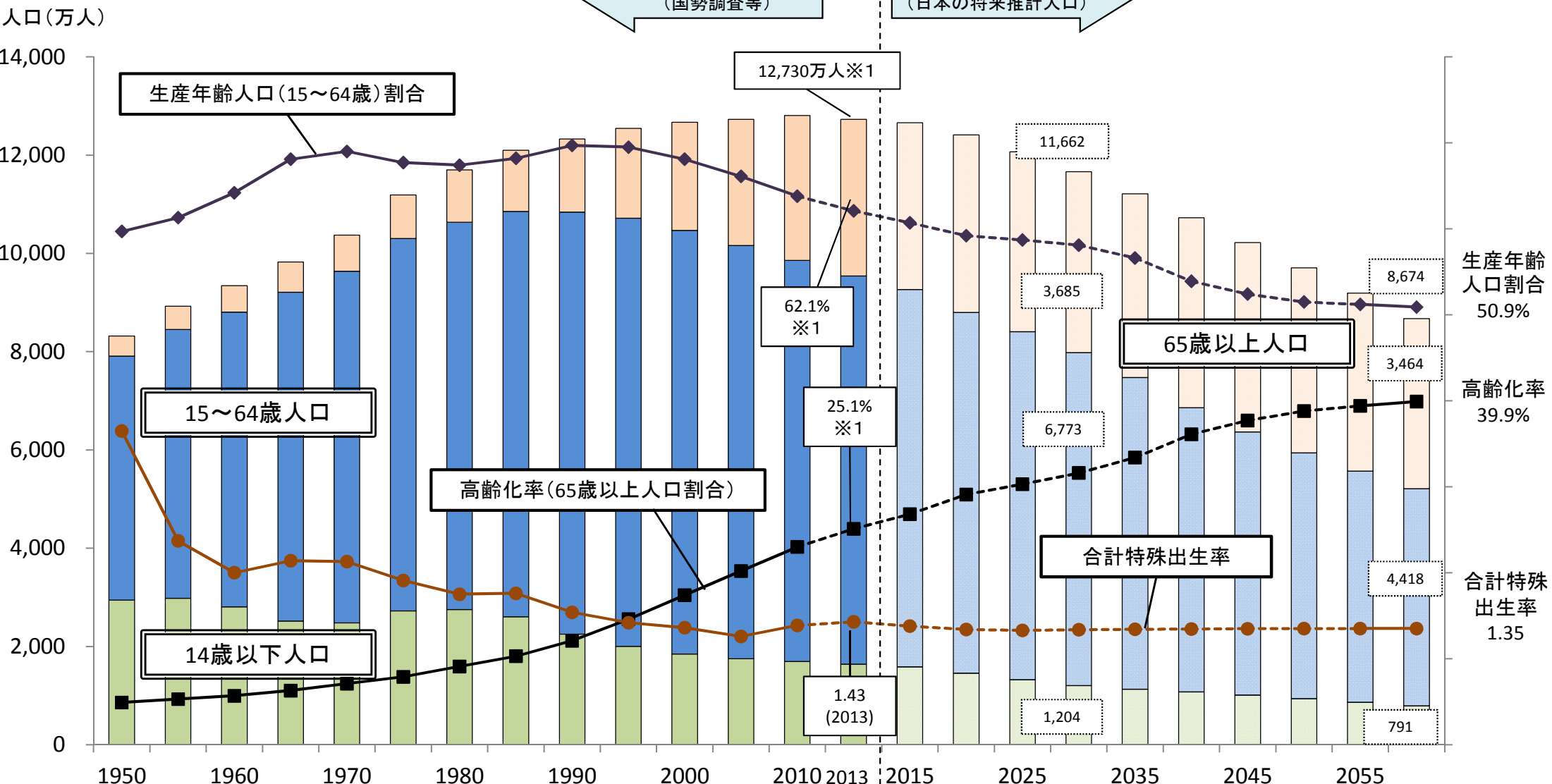
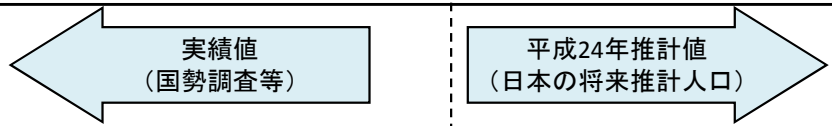
平成以降  
少子化問題・バブル経済崩壊と長期低迷

少子高齢社会に対応した社会保障制度の構造改革



# 日本の人口の推移

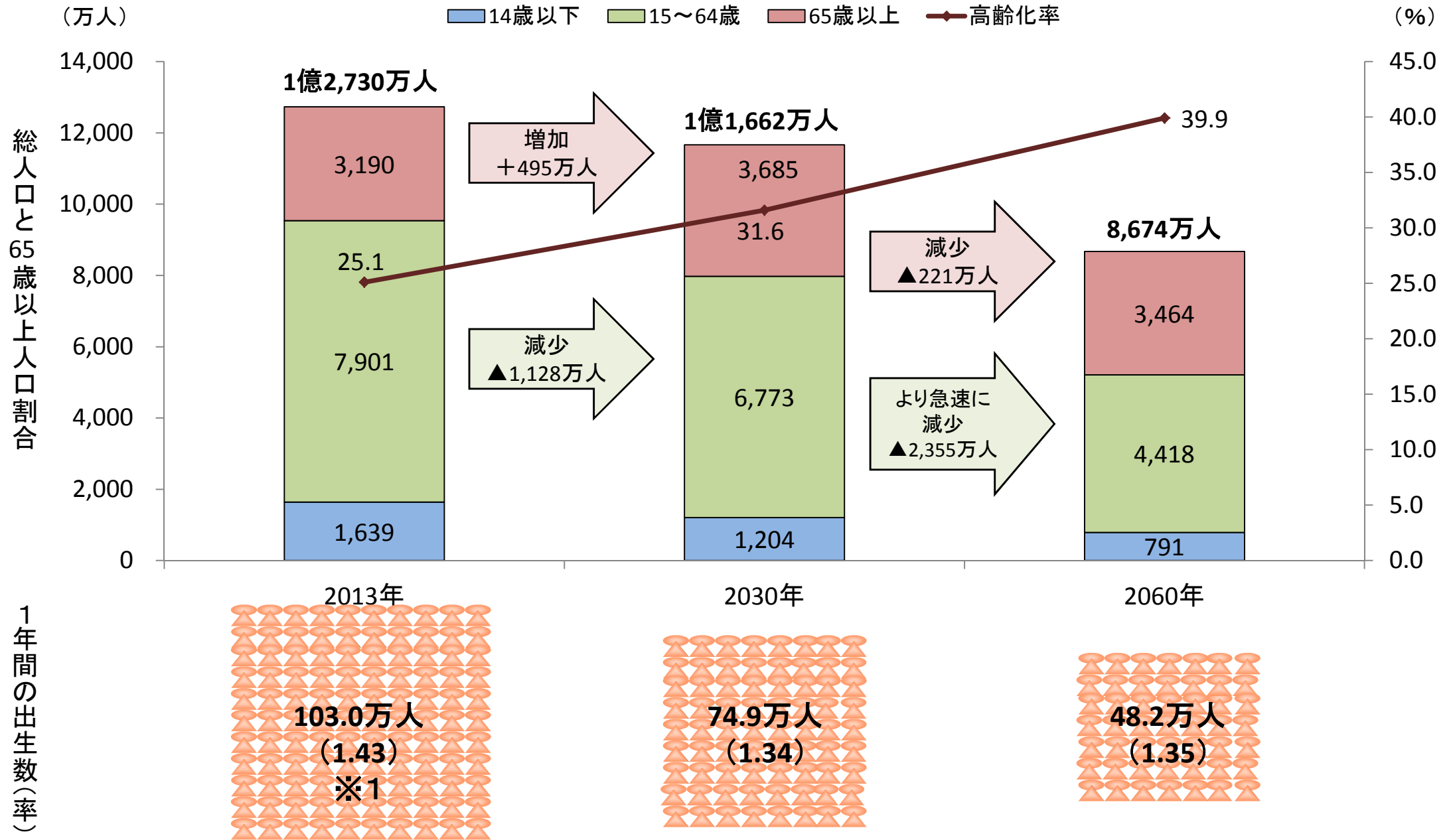
○ 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

※1 出典:平成25年度 総務省「人口推計」(2010年国勢調査においては、人口12,806万人、生産年齢人口割合63.8%、高齢化率23.0%)

# 今後の人口構造の急速な変化

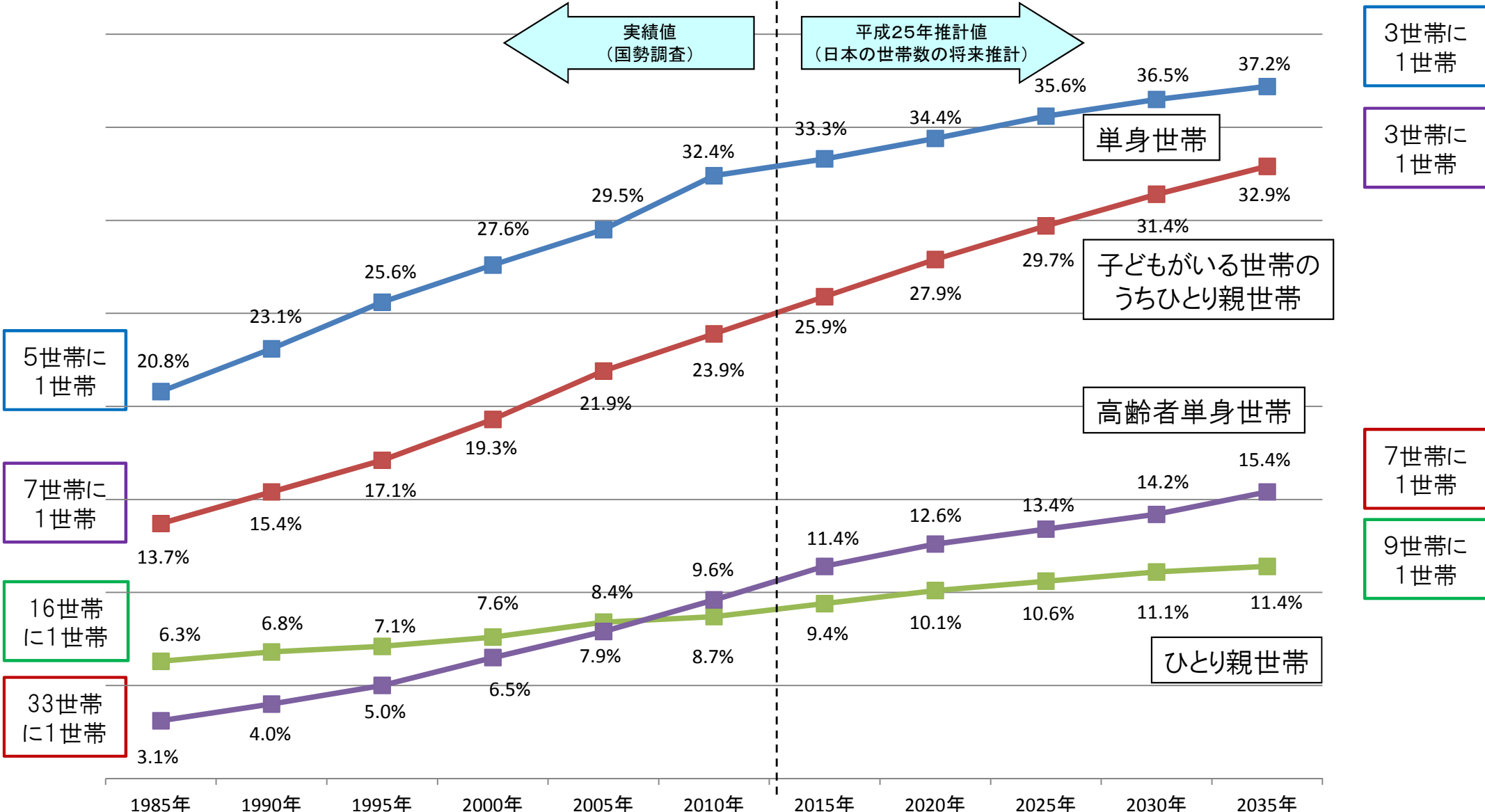


(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

※1 出典:2013(平成25)年人口動態統計

# 世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。  
 単身世帯は、2035年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,184万世帯(2010年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2013年1月推計)」

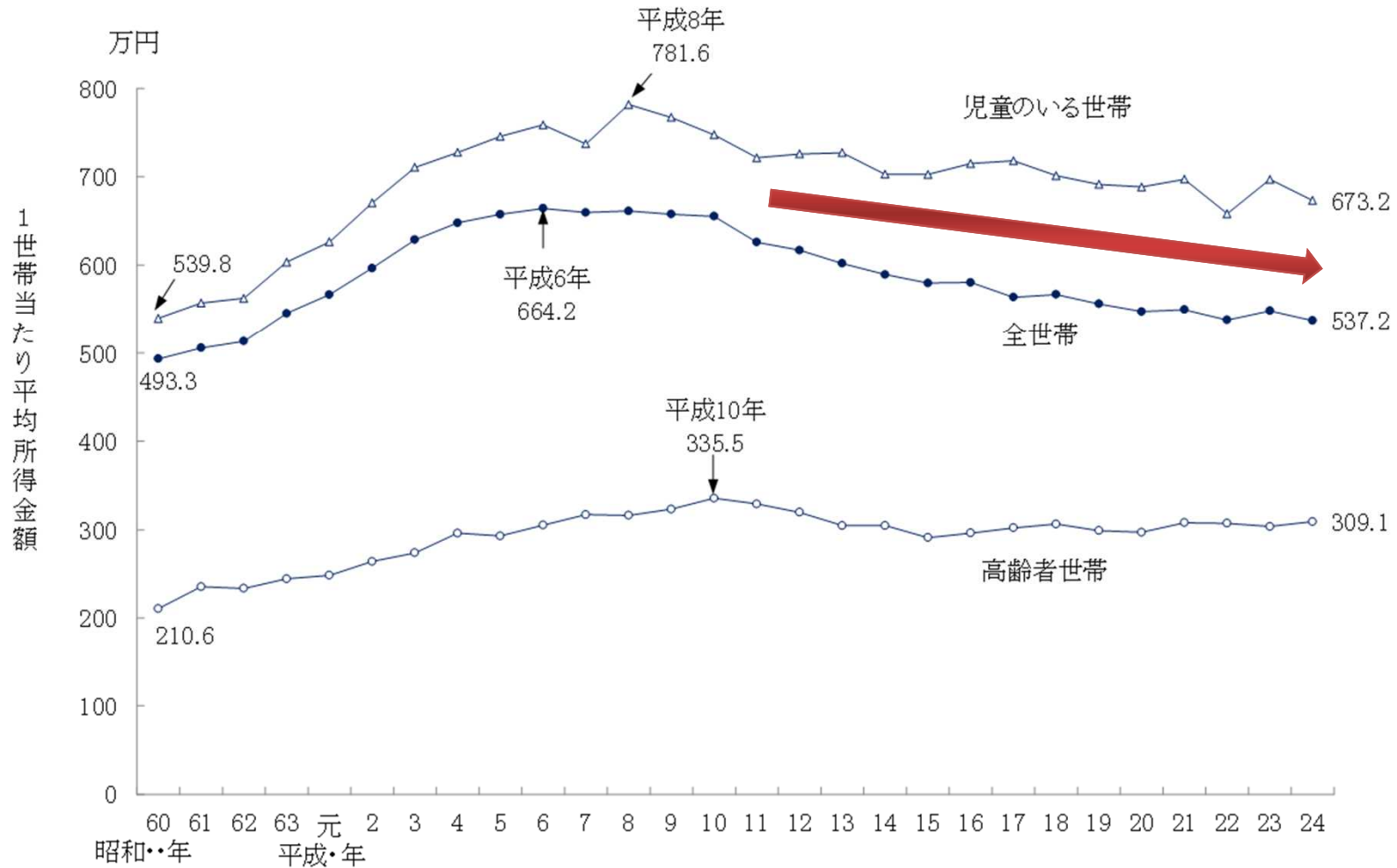
(注1) 世帯主が65歳以上の場合を、高齢者世帯とする。

(注2) 子どもがいる世帯のうちひとり親世帯 = ひとり親と子の世帯 / (夫婦と子の世帯 + ひとり親と子の世帯)



# 1世帯当たり平均所得金額の推移

○平均所得金額(全世帯)は、高齢者世帯の増加や、児童のいる世帯における平均所得金額の低下を背景に下落傾向にある。



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2) 平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
 3) 平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」

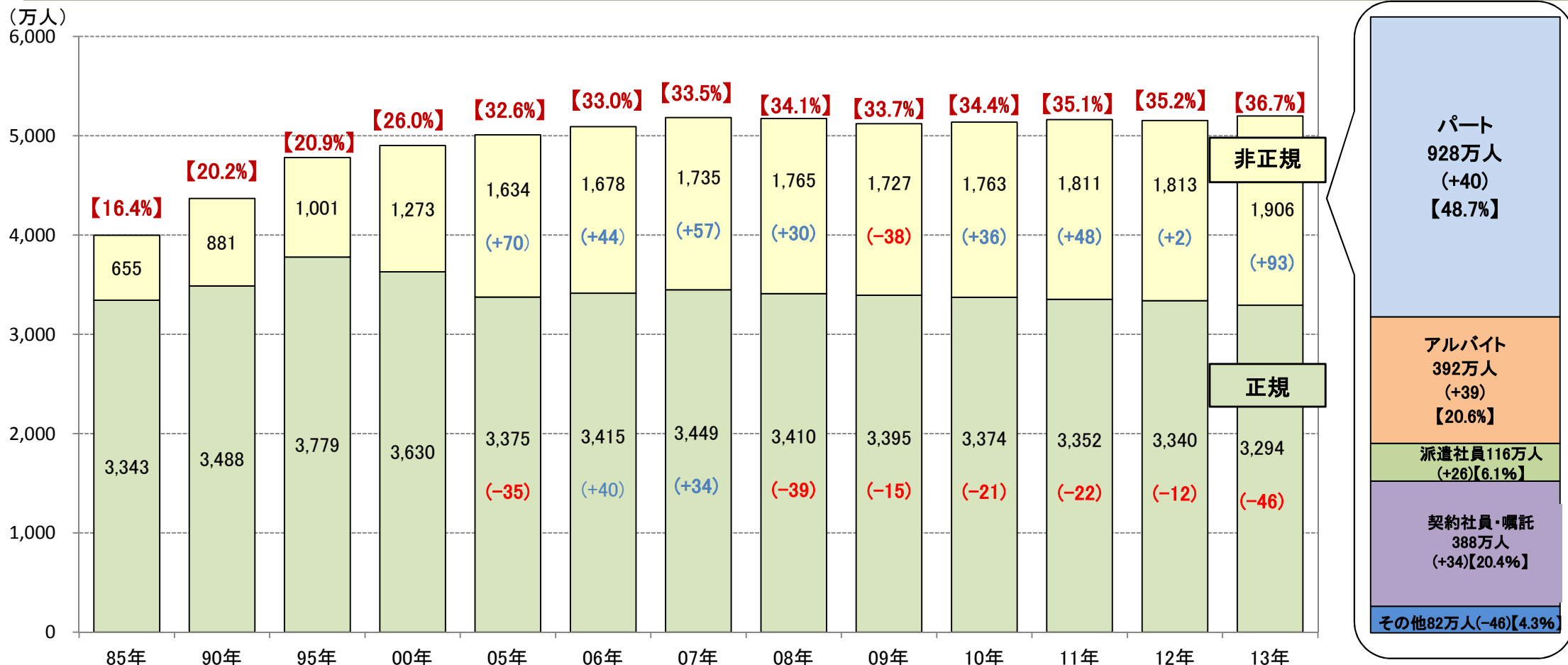
# 雇用と非正規雇用労働者の推移

○ 非正規雇用は、95年から05年までの間に増加し、以降現在まで緩やかに増加(役員を除く雇用者全体の36.7%)。

なお、直近(2014年5月現在)では、1,921万人(36.6%)。\*

○ 正規雇用は、95年から05年までの間に減少し、以降その数はわずかに減少。

※総務省「労働力調査(基本集計)」(2014年5月分)。なお、月単位の公表は2013年1月から開始。季節的変動があるため留意が必要。



(資料出所) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年から2013年までは総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列データ

(注) 1) 2005年から2011年までの数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切替え集計した値。

2) 2011年の数値及び前年差は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値。

3) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

4) 正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

5) 非正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

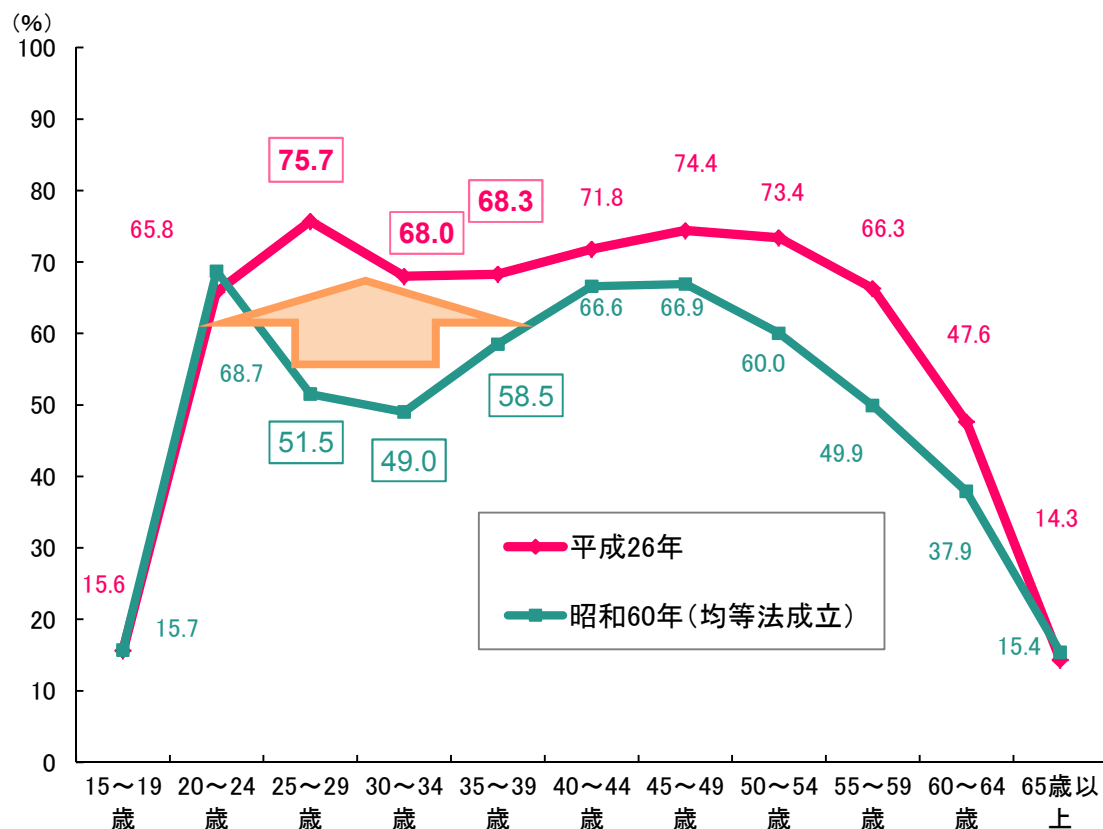
# 女性雇用者数の推移、M字カーブの変化

- 平成26年の女性雇用者数は2,436万人となり、均等法が成立した昭和60年の1,548万人の約1.57倍となっている。また、雇用者総数に占める女性の割合についても、昭和60年では35.9%だったが、平成26年では43.5%となっている。
- 昭和60年のM字カーブの底の値は49.0%であったのに対し、平成26年の底の値は68.0%となり、底の凹みは上昇し、M字型から緩やかな形状になっている。

【雇用者数の推移】



【女性の年齢階級別就業率】



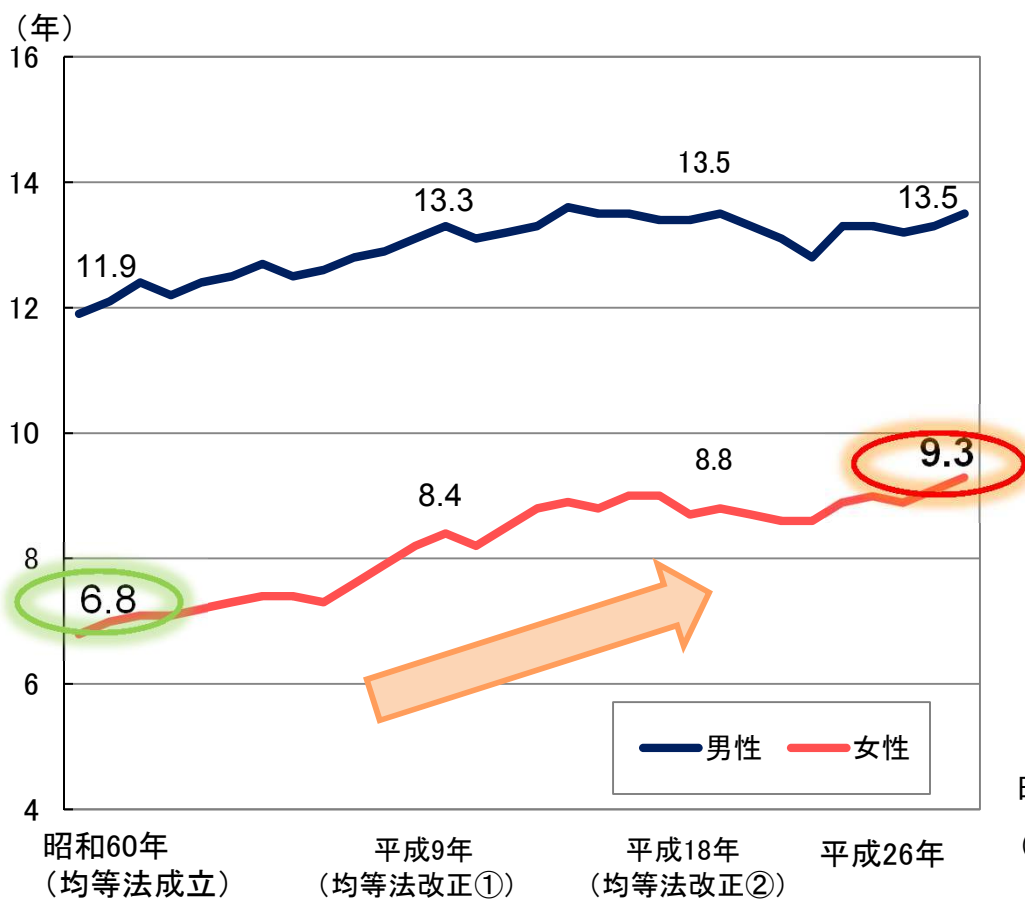
\*平成23年統計については、平成17年国勢調査結果を基準(旧基準)とする推計人口をベンチマークとして、東日本大震災の影響により3月から8月までを補完推計した参考値によって求めた値である。  
注)平成23年の数値(斜体)は、同補完推計値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値。

(資料出所)総務省「労働力調査」

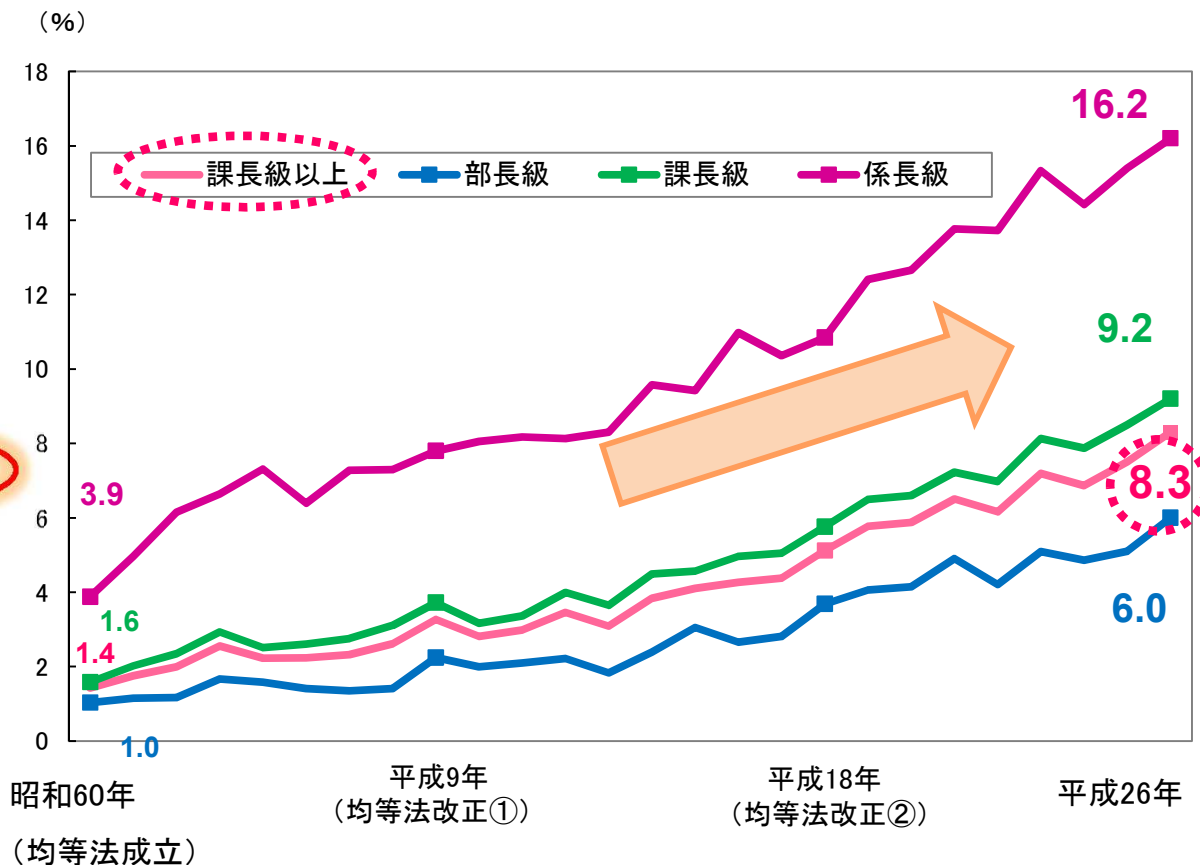
# 女性の平均勤続年数、管理職に占める割合

- 昭和60年当時の女性の平均勤続年数は6.8年だったが、平成26年は9.3年となっている。
- 昭和60年の管理職(課長級以上)に占める女性割合は1.4%であったが、平成26年は8.3%に上昇している。

【一般労働者の平均勤続年数の推移】



【役職別管理職に占める女性割合の推移(企業規模100人以上)】



(資料出所)厚生労働省:賃金構造基本統計調査



## ◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

\* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

## ◆ 主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）  
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



## ④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

## ⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

## ⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

## ⑦ 子ども・子育て会議の設置

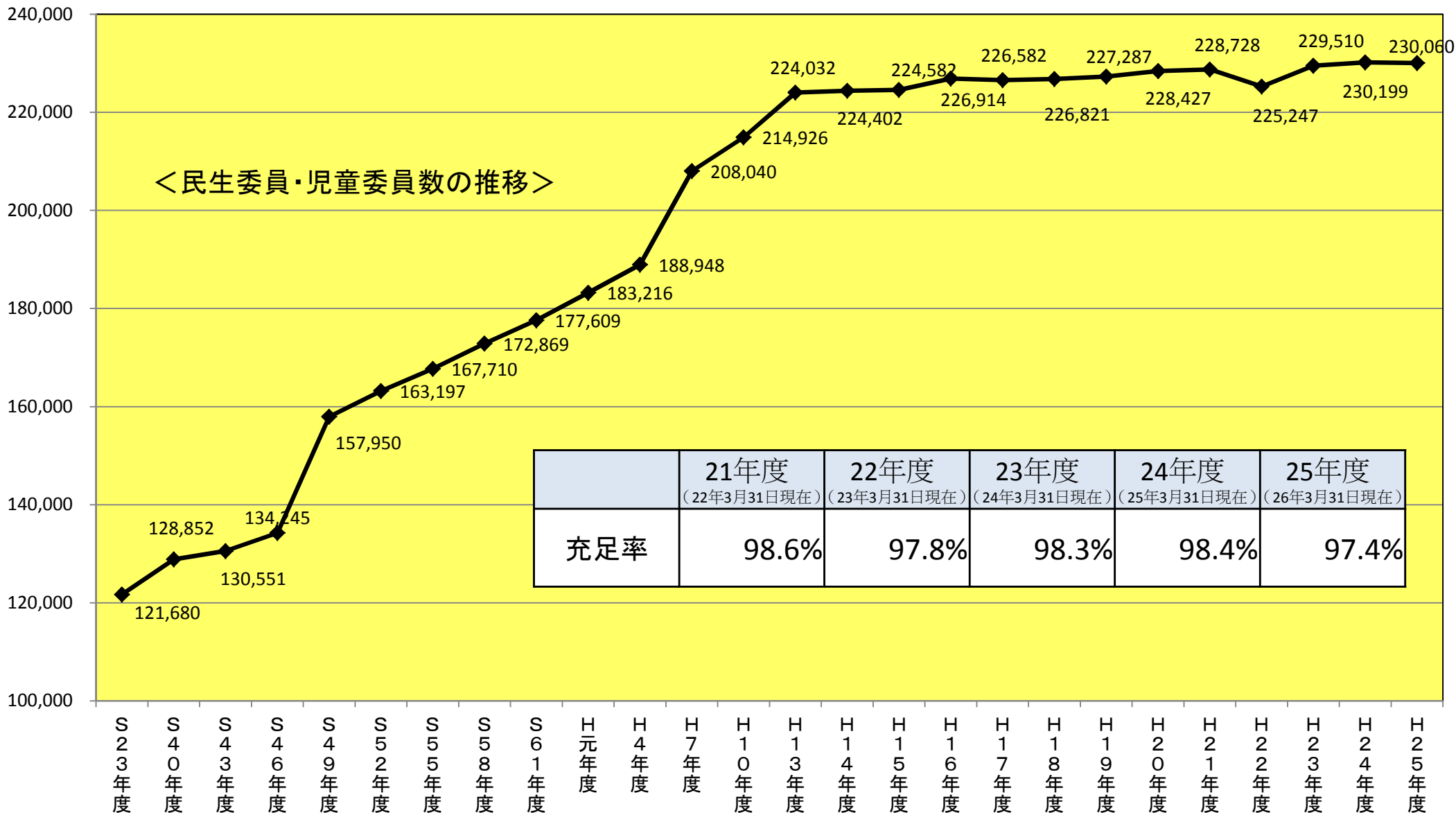
- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

## ⑧ 施行時期

- ・ 平成27年4月

# 民生委員・児童委員数

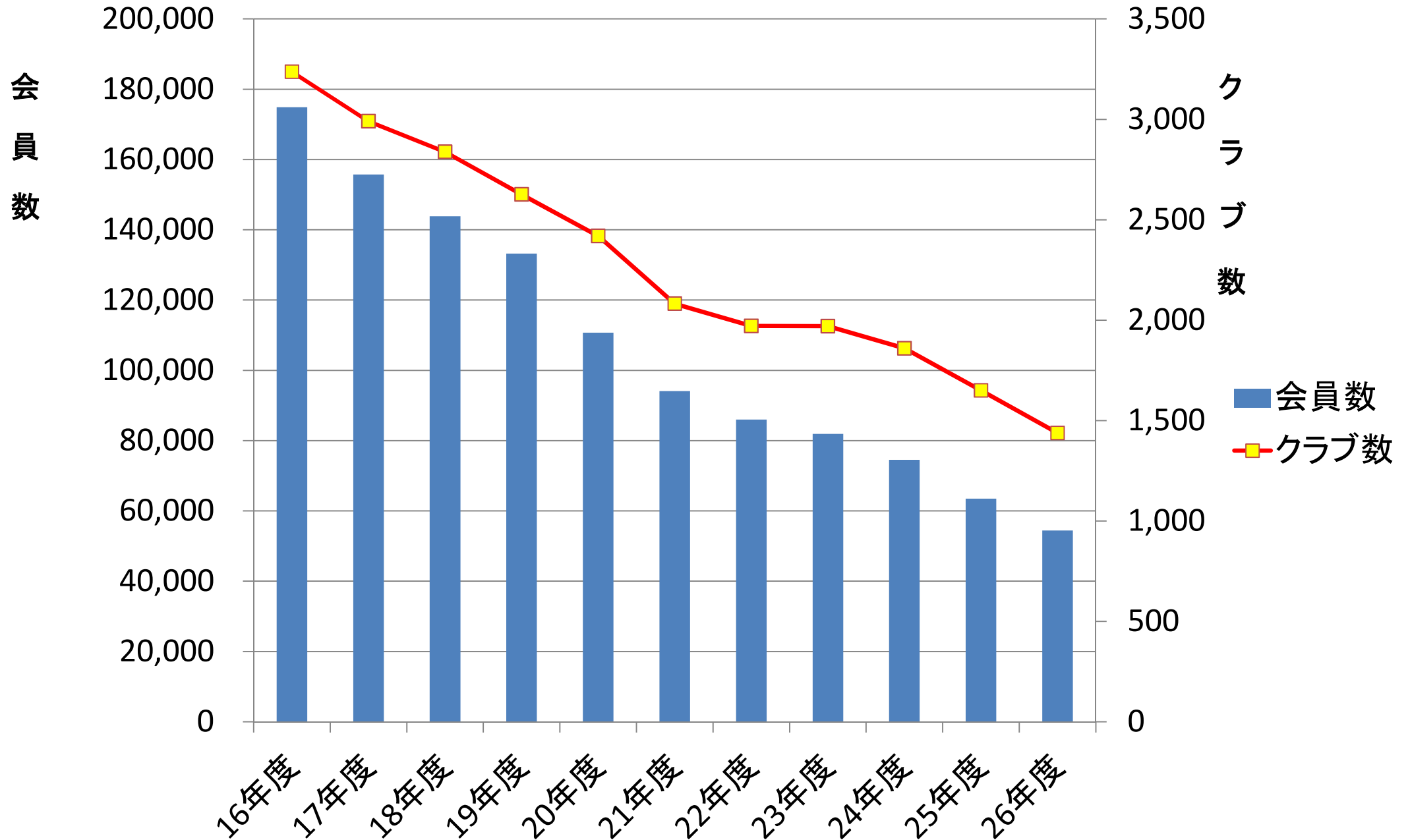
<民生委員・児童委員数の推移>



福祉行政報告例より作成（各年度末現在、ただし、昭和23年については、4月1日の一斉改選時の人数）

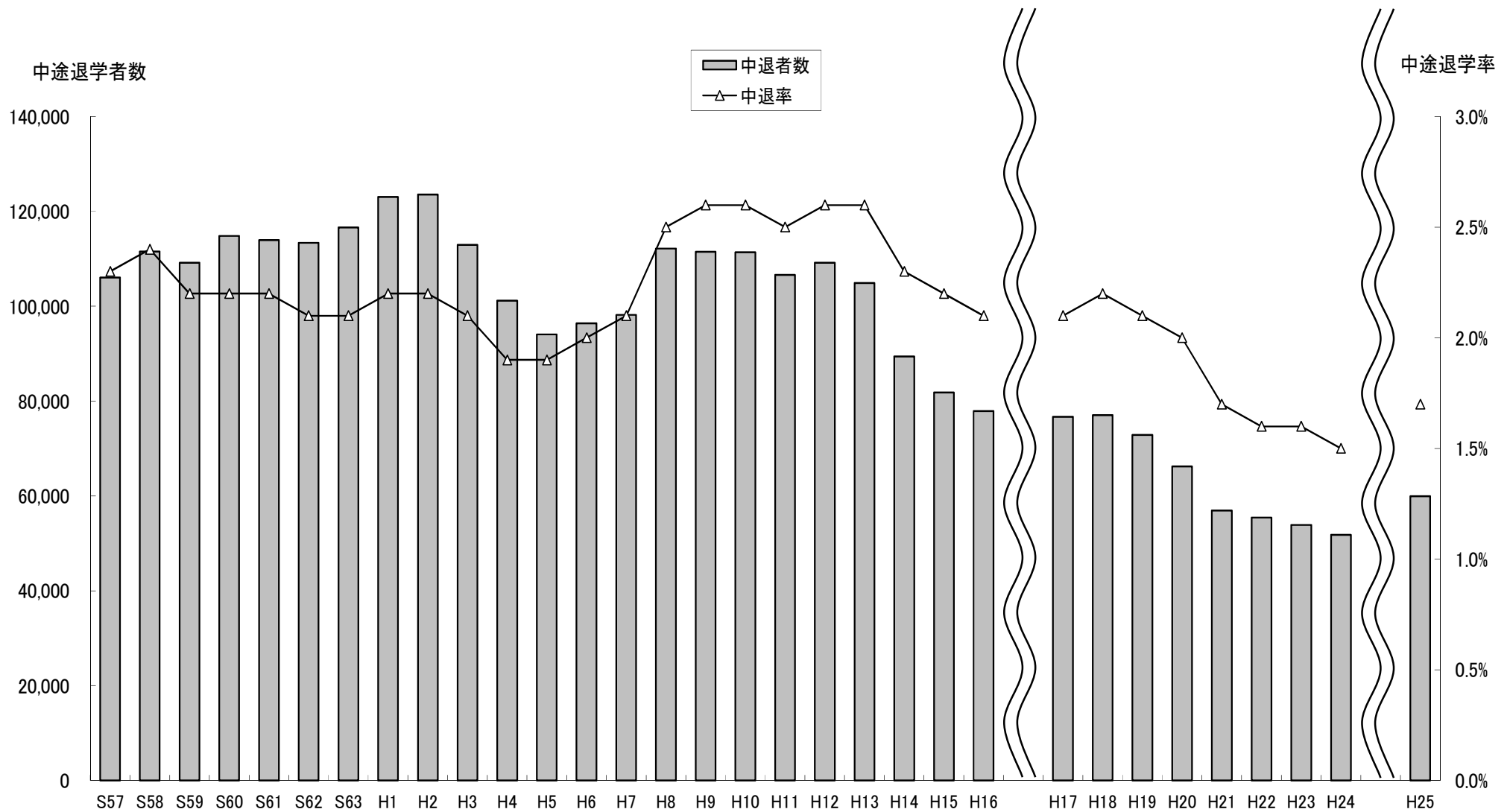
※平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

# 地域組織（母親クラブ）の会員数及びクラブ数の推移





# (高等学校) 中途退学者数及び中途退学率の推移

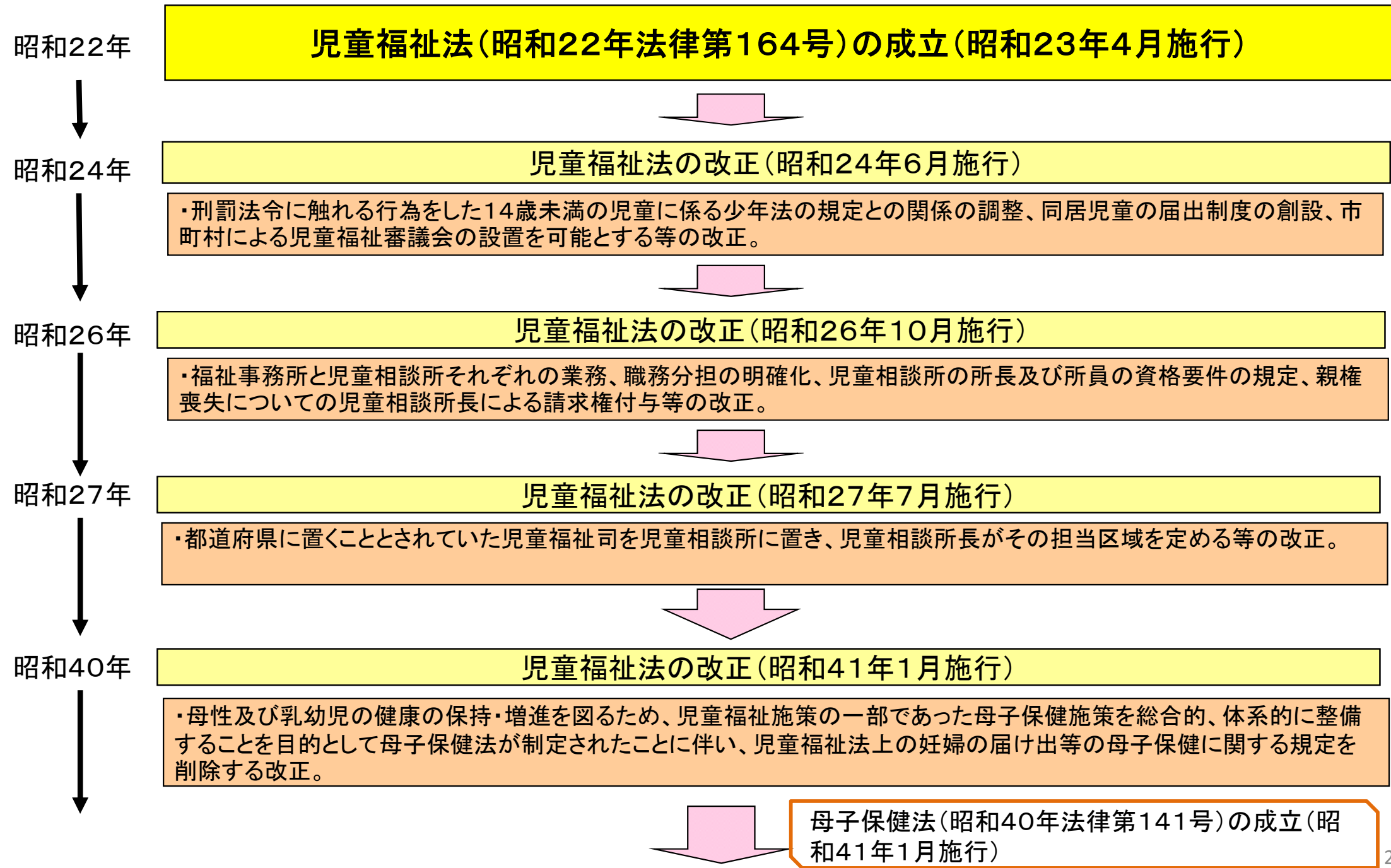


(注1) 平成16年度までは公私立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。

(注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より引用

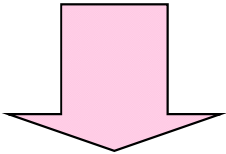
# 児童福祉法改正の経緯



平成9年

児童福祉法の改正(平成10年4月施行)

・養護施設等の名称及び機能の見直し、児童家庭支援センターの設置等の改正。

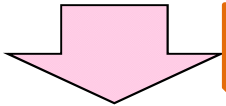


児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)の成立(平成12年11月施行)

平成16年

児童福祉法の改正(平成17年1月施行)

・要保護児童対策地域協議会の仕組みの法定化、入所児童の年齢要件の見直しなど児童福祉施設や里親等のあり方の見直し、家庭裁判所の承認を経て行う措置の有期限化等の改正。

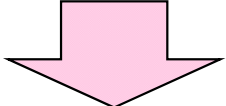


児童虐待防止法の改正:目的及び国・地方公共団体の責務規定の見直し等の改正。

平成19年

児童福祉法の改正(平成20年4月施行)

・要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化、未成年後見人請求の間の児童相談所長の親権代行等の改正。



児童虐待防止法の改正:立入調査等の強化、面会・通信等の制限の強化等の改正。

平成20年

児童福祉法の改正(平成21年4月施行)

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の努力義務化、要保護児童対策地域協議会の機能強化、里親制度の改正等家庭的養護の拡充等の改正。



平成23年

児童福祉法の改正(平成24年4月施行)

・親権停止及び管理権喪失の審判等についての児童相談所長の請求権付与、里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定する等の改正。

民法等の一部を改正する法律